

竹原市民生都市建設委員会

平成31年2月22日開会

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 請受第30-1号 本郷処分場（安定型産業廃棄物最終処分場）の危険性の排除を
求める請願
- 2 議案第10号 竹原市コミュニティ集会所の指定管理者の指定について
- 3 議案第11号 大久野島毒ガス資料館の指定管理者の指定について
- 4 議案第12号 竹原市黒滝ホームの指定管理者の指定について
- 5 議案第13号 老人集会所の指定管理者の指定について
- 6 議案第14号 竹原市在宅障害者デイ・サービスセンターの指定管理者の指定につ
いて
- 7 議案第15号 竹原市ふくしの駅の指定管理者の指定について
- 8 議案第16号 竹原港北崎旅客ターミナルの指定管理者の指定について
- 9 議案第17号 竹原市地域交流センター条例案
- 10 議案第19号 農業用施設整備事業等の分担金徴収条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第20号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第24号 平成30年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第26号 平成30年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第27号 平成30年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第28号 平成30年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

(その他)

- 1 閉会中継続審査（調査）について

(平成31年2月22日)

出席委員

氏 名	出 欠
竹 橋 和 彦	出 席
宇 野 武 則	出 席
宮 原 忠 行	欠 席
井 上 美 津 子	出 席
川 本 円	出 席
堀 越 賢 二	出 席
高 重 洋 介	出 席

委員外議員出席者

氏 名
下 垣 内 和 春
今 田 佳 男
大 川 弘 雄
道 法 知 江
松 本 進

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 住 田 昭 徳

議会事務局係長 矢 口 尚 士

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
副 市 長	田 所 一 三
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二
まちづくり推進課長	堀 信 正 純
市 民 課 長	森 重 美 紀
福 祉 部 長	久 重 雅 昭
健 康 福 祉 課 長	塚 原 一 俊
社 会 福 祉 課 長	西 口 広 崇
建 設 部 長	有 本 圭 司
建 設 課 長	大 田 哲 也
都 市 整 備 課 長	西 吉 八 起
下 水 道 課 長	藤 本 嗣 正

午前9時58分 開会

委員長（竹橋和彦君） 皆さんおはようございます。

開会前に委員長から一言申し上げます。

発言に当たっては、挙手の上、委員長からの許可を得た後、発言していただきますようよろしくお願いいたします。

議事の進行ですが、まず継続審査となっております請願について報告させていただき、その後、今期定例会で付託された案件の審査を行ってまいります。付託案件の審査は2回に分け、1回目は詳細にわたる一問一答による質疑、その後、委員による自由討議を行います。第2回目は、自由討議の結果を踏まえ、引き続き大綱的な一括質疑の後、個別討論、個別表決と考えております。

以上の進行方法により会議を進めてまいりますので、御了承のほどよろしくお願いいたします。

宮原委員より入院加療のため欠席届が出ておりますので、御報告いたします。

次に、傍聴の許可申請が出ておりますので、秋田小夜子様、清瀬由美子様、山内静代様、大森圭子様、宗近倫子様、竹本博行様の傍聴許可申請が出ておりますが、これを許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ただいまの出席委員は6名であります。定足数に達しておりますので、平成31年第1回定例会、民生都市建設委員会を開会いたします。

本日、当委員会に付託を受けております案件は、付託議案一覧表に記載のとおりであります。

これより議事に入ります。

請受第30-1号本郷処分場（安定型産業廃棄物最終処分場）の危険性の排除を求める請願を議題とします。

前回の委員会において、願意が具体性に欠けており、願意をはっきりさせる必要があるという御意見がございました。私の方で請願の内容について、文章の差しかえも含め、請願者や紹介議員と協議を行うこととしておりましたので、その経過について報告します。

委員会において、願意がはっきりしないことについて、委員長、紹介議員、請願者で意見調整をすることとなり、数回にわたって意見調整を行った結果、請願書を提出する折は願意がわかるような請願書を再提出することとなったことを報告しておきます。

こうした経過を踏まえ、請願の文書を差しかえることとなりましたが、協議を進める中で、請願の内容や請願者の構成も変わってきたことから、請受第30-1号については、一旦取り下げ、改めて請願書を提出する形で行うこととなりました。その提出の状況については、議長から御報告をいただきたいと思えます。

議長。

議長（大川弘雄君） 失礼します。おはようございます。

ただいま委員長から報告がありましたように、請受第30-1号、これにつきましては、お手元に配付しておりますとおり、2月22日付けで請願者及び紹介議員から取り下げ願いが提出されました。また、新たな請願書が提出されることを御報告いたします。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） ただいま議長から報告のありましたとおり、請受第30-1号については、取り下げ願いが提出されました。したがって、請受第30-1号に係る審議については、これで終了したいと思いますので、御了承のほどお願いいたします。

説明員を入室させますので、暫時休憩いたします。

午前10時02分 休憩

午前10時03分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

副市長から発言の申し出がありましたので、これを許可します。

副市長。

副市長（田所一三君） 改めまして、おはようございます。

本日は、委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、当委員会を開催いただきましてありがとうございます。

本日は、議案第10号から議案第16号までの指定管理者の指定に関する条例、そして第17号議案は地域交流センターの条例、議案第19号、議案第20号と、条例改正、加えて第24号議案から議案第26号、議案第27号、議案第28号と、補正予算に関する議案につきまして、担当から説明させていただきますので、慎重な審議のほどよろしくお願ひいたします。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 本委員会に付託された諸議案について、執行部の説明を受けてまいります。

審査の都合上、審議の順序につきましては、お手元にお配りしております順序表のとおりに行ってまいりたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 異議なしと認め、そのようにとり行います。

なお、執行部からの説明は、以後座ったまま行っていただいて結構です。

議案第10号竹原市コミュニティ集会所の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（堀信正純君） それでは、提出議案資料の1ページの方をお開きください。あわせて、議案参考資料の3ページの方をごらんいただければと思います。

議案第10号竹原市コミュニティ集会所の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により、竹原市コミュニティ集会所の指定管理者を指定しようとするものでございます。

コミュニティ集会所は20カ所ございますが、施設の設置目的や管理上の利便性など、総合的に検討した結果、非公募として、現在の指定管理者である関係自治会を引き続き指定管理者に指定することとし、これらの団体と協議を行い、指定管理者の指定の申請に基づき審査を行った結果、適当であると認めたことから、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間、指定管理者として指定しようとするものでございます。

よろしく願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第11号大久野島毒ガス資料館の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（堀信正純君） 提出議案資料の5ページの方をお開きください。あわせて、議案参考資料の7ページの方をごらんいただければと思います。

議案第11号大久野島毒ガス資料館の指定管理者の指定についてでございますが、地方自治法第244条の2第6項の規定により、大久野島毒ガス資料館の指定管理者を指定し

ようとするものでございます。

大久野島毒ガス資料館については、その設置目的、利用状況、立地条件や管理上の利便性など、総合的に検討した結果、非公募として、現在の指定管理者である休暇村大久野島を引き続き指定管理者に指定することとし、同団体と協議を行い、指定管理者の指定の申請に基づき審査を行った結果、適当と認めましたので、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間、指定管理者として指定しようとするものでございます。

よろしく願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第17号竹原市地域交流センター条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（堀信正純君） 提出議案資料の19ページをお開きください。あわせて、議案参考資料の21ページをごらんいただければと思います。

議案第17号竹原市地域交流センター条例案について、提案理由を御説明いたします。

本案は、地域における生涯学習、文化活動の拠点である公民館を、地域のまちづくり活動の拠点機能も備えた地域交流センターへ、平成31年4月1日から移行しようとするものでございます。

この地域交流センターへの移行に当たりましては、これまで公民館で行ってまいりました生涯学習や文化活動を継続しつつ、まちづくり活動の地域拠点としての機能も持たせることで、様々な人々や団体が相互に連携しながら、地域の創意工夫による柔軟な施設利用が可能とするため、条例を制定するものでございます。

条例の概要についてでございますが、第1条では目的及び設置。第2条では名称及び位置。第3条では事業に関すること。第4条では指定管理者による管理。第7条から第10条までは運営審議会に関すること。第11条では施設使用の許可に関すること。第12条、第13条では使用料に関すること。第14条では利用料金に関することなど、18条までの条例となっております。

なお、名称につきましては、これまで（仮称）まちづくり交流センターということで説

明してまいりましたけれども、関係者からの意見を伺う中で、幅広く地域の方が集い、交流できる場ということから、地域交流センターという名称にした方がいいというような意見が多くありましたので、市としては名称変更をいたしております。

また、この条例制定に伴いまして、附則において、竹原市立公民館設置及び管理条例、竹原市立公民館使用条例については廃止することといたしております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

川本委員。

委員（川本 円君） それでは、お聞きいたします。

今回の地域交流センター、ちょうど私が議員になりたてのころに初めて聞いたネーミングで、あれからというところ約5年経過いたしました。その時に、一般質問でも1回したことがあるのですが、その時にはなかなか地域的な格差、温度差があつて、なかなか踏み込めないのだという話を聞きました。今回、一斉に地域交流センターというネーミングでスタートさせるわけですが、各地域のそういった温度差というのですか、格差的なことは今回生じなかったのでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（堀信正純君） 地域格差とかというところの地域の合意とかというところについての御質問ではなかろうかと思えますけれども。5年前の当時というところかと申しますと、その当時においては、全体的をできるところから何とかできないかなというような形で検討していたところでもありますけれども、その過程の中で、やはり移行するに当たっては、全体的に行っていただきたいというところがありました。その中で、これまでも地域の方とお話をする中で、今回の移行につきましては、これまで公民館でやってきた事業に加えまして、地域の協働組織については、住民自治組織についての機能拠点を備えるというところで、地域の方について説明したところ、一定には理解をいただけたというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） 川本委員。

委員（川本 円君） わかりました。

続いて、先ほどのコミュニティ集会所のところで聞こうかどうかちょっと悩んだのです

けども、地域的によってはその公民館と、立地的にですよ、コミセンが一緒になっていると、場所的にですけど。今回、指定管理者を決めて、なおかつ今度は地域交流センターで、今度はネーミングとしてはセンター長ということになると思うのですが、この関係というのはどういう関係になっていくわけですか。

委員長（竹橋和彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（堀信正純君） 今、委員さんがおっしゃられましたように、公民館とあわせてコミュニティセンターが併設されているというところになろうかと思えます。これについては、今後財政の方で財政健全化計画というような形の中で、全体的に配置等について見直しはされるというふうにも伺っておりますので、今後の対応につきましては、委員さんが言われるように機能が重複するというようなところもあると思えますので、それについては今後検討していく必要があるというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） 川本委員。

委員（川本 円君） だから、検討ということなんで、それ以上聞いても、多分同じことだと思います。まあ、一本化される場合もあるという認識でよろしいのでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（堀信正純君） それについては、まだコミュニティセンターの方と話をするというところの段階に来ておりませんので、そういうところの委員さんの指摘も含めて、地域の方と話をすることになろうかというふうに考えています。

委員長（竹橋和彦君） 川本委員。

委員（川本 円君） 最後聞きたいのですが、この参考資料の22ページのところの一番上の方にあるのですが、施設の利用につき使用料を徴収することができるというように書いております。今回、あわせて財政健全化計画の中でも受益者負担の適正化ということで、当然このあたりにも関わってくる話だと思います。ですが、今まで公民館活動の中で、部屋を借りるとか会合を持つ時に、今までお金は取っていなかったところが多分多かったと思えますけど、これについては今後はセンター化に伴い、そういった部屋を借りるであるとか、例えば教室を開いているところもあると思うのですが、それらについても使用料は徴収するというふうな見解でよろしいでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（堀信正純君） これまでの公民館活動等で、教室講座とか行ってま

いましたけれども、これについては基本的には無料というような形、減免というような形で対応してきたということでございます。移行に当たりましては、これまでと同様に、そういう市またはセンターとの協働開催であるとか、こういうところについては基本的には減免という形の中で対応してまいりたいというふうに考えてます。

委員長（竹橋和彦君） 川本委員。

委員（川本 円君） ということは、各地域交流センターごとで取るところと取らないところがあるというふうに解釈してよろしいですか。

委員長（竹橋和彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（堀信正純君） 今までの公民館活動でやってきたことについては、基本的にはこれまでと同じような形で対応させていただくということで、委員さんが言われるように、今後については使用料の中でも条例の中で位置づけましたので、できるだけその目的に合ったものについては使用料を取っていききたいということでございます。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） ほかに。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） これは先ほどの説明でもありましたが、確認としてお伺いします。

公民館で、今まで生涯学習であったりとか文化活動をしっかり各それぞれの公民館活動としてされてきました。そこには、地域によっては人数の違いは少しあるとは思いますが、皆さんそこで集まることによって、健康増進であったりとか、いろんなことが地域で育てられるというか、そういう活動をしてきました。今度、これが地域交流センターになるということで、公民館活動、これは継続しつつあります。これは、ですから何かセンター化されることによって、今まで開いていた教室とかいろんなものが何か制限されるとかということがないということはもう間違いないでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（堀信正純君） 公民館活動というのは、これまでどおり継続できるのかということであろうかというふうに思います。

これについては、今のセンター条例の中でも人づくり事業というような形の中で、これまでどおり公民館活動も継続してできるというふうに考えておりますし、地域の方にもそのように説明してきたということでございますので、御理解いただければというふうに思います。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑はありませんか。

井上委員。

委員（井上美津子君） 条例の中に、職員のところにあるのですが、センター化になるにつかまして、これまでの事業プラスまちづくりというのですかね、そういう機能も持たすということで、センター長、それからセンター主事という形で職員は配置するということだと思うのですが、ちょっとほかのところから少しお話を聞いた時に、そのプラス1名というのは何か聞いていたというのか、職員が1名増えるというお話もちょっとお聞きしたこともあるのですが、今のこの事業プラスその機能をプラスするというのであれば、大変センター長、それから主事に負担がいくのではないかとちょっと心配があるのですが、それについてお伺いいたします。

委員長（竹橋和彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（堀信正純君） 地域センター化に移行するに当たって、これまでの公民館機能に合わせて、そのまちづくりの関係の機能が追加されると、備えられるということで、センター職員の方に、業務に負荷がかかるというような御指摘ではなかろうかというふうに思いますけれども、これにつかましては、先ほどからも説明させていただきまうように、まちづくりの拠点機能、住民組織がそちらの施設をセンターとして、活動拠点として機能として活用できるということでありまうので、これについてセンター職員がその時において事務的なものを負うとかという形ではありまうので、それについては大きく負荷がかかるという形にはないというふうに現時点では考えております。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） 井上委員。

委員（井上美津子君） やはり、この公民館自体、多分温度差、格差はあると思うのですが、そのまちづくりの部分で事務局をされているというところも結構あると思うのですよ。センター化になるに連れて、その事務局の仕事がかなり増えてくるということはないのでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（堀信正純君） 基本的には、公民館で今の館長、主事の方が、その地域のと言ったら、その住民自治組織等も事務局を持っているということもあろうかと思いまうけれども、これについてはちょっと分離をさせていただいて、あくまでも今回の条例では公民館がこれまでの公民館事業だけでなく、地域の活動拠点として、機能として

付加されるということですので、これについてはそういう形の今の中で、大きくこれまでの館長、主事さんの業務が増えるということではないというふうには考えております。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） 井上委員。

委員（井上美津子君） わかりました。

それからもう一件、済みません。

24ページの別表の第2のところに、面積なりその使用料という形で出ております。提出議案の中に出ておりますけども、この利用料がそれぞれ館によって、センターによって違っているのですかね、広さからいうと違っているところが結構あるのですけども、この基準というのはどういうことでこの使用料を決められたのか、お願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（堀信正純君） これについては、公民館のこれまでの使用料の料金及び市の方のそういう施設ごとの大きさに係る料金を積算しまして、その中でおおむね公民館と同等の、一番多いところにつきましては、おおむね会議室等については、1部屋当たり60円程度というふうになっておりますけれども、今の公民館使用料でいうとほぼ同額のような形で整理をさせていただいているという状況でございます。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） 井上委員。

委員（井上美津子君） この金額で言えば、余り高くはないというふうな設定にはなっているとは思いますが、業者によって宣伝販売すると10割の加算というような状況になっておりますので、この空調装置を使用した時には5割加算というような状況になっておりますけども、先ほどありましたけども、料金としてはこれまでの事業というか、公民館活動に関してですけども、それに関しての空調の方も減免という形でよろしいのでしょうか。その考え方でよろしいですか。

委員長（竹橋和彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（堀信正純君） 先ほど来からも説明させていただいておりますように、これまでの公民館事業で実施してきたものにつきましては、移行してもそういう対応でさせていただきたいというふうに考えているものでございます。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第24号平成30年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（森重美紀君） 議案第24号平成30年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、その内容を御説明いたします。

補正予算は、議案等補足説明資料で説明させていただきますので、市民生活部の議案等補足説明資料1ページをお開きください。

今回の補正予算は、各種事業の精算見込みによる調整が主なものであります。

なお、今年度からの国保の県単位化に伴い、国民健康保険特別会計は、県が保険給付に必要な費用を交付金として全額市町に対して支払い、市町が被保険者から徴収した保険料と市町に交付された公費を合わせて納付金として県に納める仕組みに変わっております。

まず、歳入であります。国庫支出金において293万7,000円を追加、県支出金において1億3,173万4,000円を減額、繰入金において390万円を、繰越金において5,595万2,000円をそれぞれ追加計上するものです。

次に、歳出であります。保険給付費において1億1,003万2,000円を、国民健康保険事業費納付金において649万4,000円を、保険事業費において105万8,000円をそれぞれ減額計上し、諸支出金において282万3,000円を追加計上するものです。

内容につきまして、3ページから8ページにより御説明いたします。

まず、歳出から御説明します。

6ページをお開きください。

(1)の一般被保険者療養給付費につきましては、被保険者数が当初の見込みを下回り、必要額が見込みを下回るため、1億1,126万6,000円を減額するものです。

(2)の出産育児一時金につきましては、対象者を当初7人で見込んでおりましたが、決算見込みが10人であるため、123万4,000円を増額するものです。

(3)の国民健康保険事業費納付金の医療給付費分につきましては、県が仮で算定した

額で予算計上しておりましたが、本算定により当初の見込みを下回ったため、411万9,000円を減額するものです。

(4)の国民健康保険事業費納付金の後期高齢者支援金等分につきましても同様に、本算定により計上するため、237万5,000円を減額するものです。

(5)の重症化予防負担金につきましては、糖尿病等重症化予防事業の新規指導者を当初6人で見込んでおりましたが、実績は3人であったため、105万8,000円を減額するものです。

(6)の過年度返還金、高額医療費共同事業費国庫負担金につきましては、平成29年度高額医療費共同事業費国庫負担金について、精算により返還金が生じたため、282万3,000円を増額するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

3ページをごらんください。

(1)の災害臨時特例補助金につきましては、平成30年7月豪雨で被災した被保険者の国民健康保険税の減免及び一部負担金の免除分について10分の2が補助されるため、293万7,000円を予算計上するものです。

(2)の普通交付金につきましては、保険給付費に必要な費用の全額が県から交付されるものでございますが、被保険者数が当初の見込みを下回り、保険給付費の必要額が見込みを下回るため、1億4,242万4,000円を減額するものです。

(3)の特別調整交付金分につきましては、特別な事情に応じて県から交付されるものでございますが、重症化予防事業の対象者が見込みを下回ったため、105万8,000円を減額し、平成30年7月豪雨で被災した被保険者の国民健康保険税の減免分及び一部負担金の免除分について10分の8が交付されるため、1,174万8,000円を増額し、差し引き1,069万円を増額するものです。

(4)の保険基盤安定繰入金保険税軽減分につきましては、医療保険分、後期高齢者支援分の保険税軽減対象世帯数が当初の見込みを下回ったため、420万7,000円を減額するものです。

(5)の保険基盤安定繰入金保険者支援分につきましても同様に、医療保険分、後期高齢者支援分の平均保険税算定額が当初の見込みを下回ったため、765万5,000円を減額するものです。

(6)の財政安定化支援事業繰入金につきましては、地方交付税措置対象額が当初見込

みを上回ったため、18万9,000円を増額するものです。

(7)のその他一般会計繰入金につきましては、国民健康保険税の減免分が当初の見込みを上回ったため、27万2,000円を増額するものです。

(8)の国民健康保険財政調整基金繰入金につきましては、歳入調整のため、1,530万1,000円を増額するものです。

(9)の前年度繰越金につきましては、平成29年度国民健康保険特別会計について、決算により繰越金が生じたため、5,595万2,000円を増額するものです。

議案第24号については以上です。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

川本委員。

委員（川本 円君） 文言のことについてちょっと聞いてよろしいですかね。

6ページのところの歳出のところ、出産育児一時金とあって、増額補正を今回されたようなんですけど、これは出産された方が全て対象者になるという解釈でよろしいのですか。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） 国保の被保険者で、出産された方は対象者になります。

委員長（竹橋和彦君） 川本委員。

委員（川本 円君） あわせて、対象、当初7人を見込んで、決算見込み10人と、こんなに低いのですか、前から。

委員長（竹橋和彦君） 市民課長。

市民課長（森重美紀君） 国民健康保険の被保険者につきましては、近年社会保険の適用条件の拡大等がございまして、若年層、若い世代が減少しております。それに伴って、出産数も減少しております。

委員（川本 円君） いいです。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第28号平成30年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

市民課長。

市民課長（森重美紀君） 平成30年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、その内容を御説明いたします。

今回の補正予算は、例年補正させていただいております各種事業の精算見込みによる補正となっております。

議案等補足説明資料9ページをお開きください。

まず、歳入であります。後期高齢者医療保険料において632万1,000円、繰入金において105万8,000円、それぞれ減額し、繰越金において1,153万2,000円を追加計上するものです。

次に、歳出であります。広域連合納付金において415万3,000円を追加計上するものです。

内容につきまして、10ページから11ページにより御説明いたします。

まず、歳入の方から説明をさせていただきます。

10ページをごらんください。

(1)の特別徴収保険料につきましては、広域連合において各市町の保険料特別徴収分を再計算した結果、98万9,000円の増額となったものです。

(2)の普通徴収保険料現年度分につきましても、広域連合において各市町の保険料を再計算した結果、731万円の減額となったものです。

(3)の保険基盤安定繰入金につきましては、広域連合において各市町の基盤安定負担金を再計算した結果、105万8,000円の減額となったものです。

(4)の前年度繰越金につきましては、平成29年度後期高齢者医療特別会計において決算により繰越金が生じたため、1,153万2,000円を増額するものです。

次に、歳出について御説明いたします。

(1)の広域連合分賦金につきましては、歳入を再計算した結果、415万3,000円を追加で納付することとなったものです。

議案第28号については以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開します。

議案第12号竹原市黒滝ホームの指定管理者の指定についてから議案第15号竹原市ふくしの駅の指定管理者の指定についてまでの4議案を一括議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） それでは、指定管理者の指定につきまして、議案第12号から議案第15号までの4件について御説明をいたします。

健康福祉課の担当でございますこの4件につきましては、いずれも現在の指定管理者を引き続き指定するという内容になっております。

それでは、順次説明をさせていただきます。

議案参考資料に従いまして説明をさせていただきます。

それでは、議案第12号竹原市黒滝ホームの指定管理者の指定についてでございます。

議案参考資料の9ページをお開きください。

この条例改正の提案の趣旨でございますが、竹原市黒滝ホームの指定管理者を指定しようとするものであります。

主な改正の内容について御説明いたします。

（1）管理を行わせる施設、竹原市黒滝ホーム。

指定管理者となる団体、中国新聞社会事業団。

指定の期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日。

竹原市黒滝ホームにつきましては、その設置目的、利用状況を鑑み、利用者の福祉維持等を含め、総合的に検討した結果、非公募として、現在の指定管理者を引き続き指定する内容となっております。

竹原市黒滝ホームの指定管理者の指定についての説明は以上であります。

それでは、議案第13号老人集会所の指定管理者の指定についてでございます。

議案参考資料11ページをお開きください。

この条例改正の提案の要旨であります。老人集会所の指定管理者を指定しようとする

ものであります。

主な内容でございます。

管理を行わせる施設、一覧表にございますが、老人集会所20カ所。

指定管理者となる団体でございますけれども、11ページから12ページにかけて一覧表がございますが、12ページの表の下から3つ目と4つ目なのですが、皆実会館と成井会館がございます。この皆実会館につきましては皆実の自治会、成井会館につきましては成井の自治会ということとなっております。この2件以外の18カ所につきましては、竹原市老人クラブ連合会に指定をするものでございます。

指定の期間につきましては、平成31年4月1日から平成36年3月31日。

老人集会所につきましては、その設置目的、利用状況を鑑み、地域に密着した管理運営による地域の活性化などの効果を含め、総合的に検討した結果、非公募として、現在の指定管理者を引き続き指定する内容となっております。

続きまして、議案第14号竹原市在宅障害者デイ・サービスセンターの指定管理者の指定についてでございます。

議案参考資料15ページをお開きください。

この条例改正の提案の要旨でございますが、竹原市在宅障害者デイ・サービスセンターの指定管理者を指定しようとするものであります。

主な内容でございます。

(1) 管理を行わせる施設、竹原市在宅障害者デイ・サービスセンター。

指定管理者となる団体、社会福祉法人竹原市社会福祉協議会。

期間、平成31年4月1日から平成36年3月31日。

竹原市在宅障害者デイ・サービスセンターにつきましては、その設置目的、利用状況を鑑み、利用者の福祉維持等を含め、総合的に検討した結果、非公募として、現在の指定管理者を引き続き指定する内容となっております。

4件目でございます。

議案第15号竹原市ふくしの駅の指定管理者の指定についてであります。

議案参考資料17ページをお開きください。

この条例改正の提案の要旨であります。竹原市ふくしの駅の指定管理者を指定しようとするものであります。

主な内容でございます。

管理を行わせる施設，竹原市ふくしの駅。

指定管理者となる団体，社会福祉法人竹原市社会福祉協議会。

指定の期間，平成31年4月1日から平成36年3月31日。

竹原市ふくしの駅につきましては，その設置目的，利用状況等を鑑み，事業効果等を含め，総合的に検討した結果，非公募として，現在の指定管理者を引き続き指定する内容となっております。

健康福祉課担当の4件につきましては以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は，順次挙手により一問一答でお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので，次に参ります。

議案第20号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

社会福祉課長。

社会福祉課長（西口広崇君） 議案第20号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

議案参考資料で説明をさせていただきます。

参考資料の33ページをお開きください。

本案は，災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部が改正されたことに伴い，必要な規定を整備するものでございます。

提案の内容でございます。

災害援護資金の貸し付けに関わる保証人，利率及び償還方法に関わる規定について改正するものでございます。

34ページをお開きください。

新旧対照表になります。

改正点でございますが，1点目として，保証人を立てることができるということと。2点目は，利率が保証人を立てる場合は無利子となり，保証人を立てない場合は年1%とするものでございます。3点目といたしまして，償還方法に月賦償還を追加し，被災者の貸付金償還の負担を軽減するものでございます。

施行期日は平成31年4月1日となっております。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第27号平成30年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） それでは、平成30年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、その内容を御説明いたします。

今回の介護保険特別会計の補正予算につきましては、平成30年7月豪雨災害に係る介護保険料等の減免措置に関する予算等を計上することが主な内容となっております。

福祉部の議案等補足説明資料で御説明いたします。

1ページをお開きください。

まず、歳入について御説明いたします。

介護保険料において、第1号被保険者保険料830万2,000円を減額するものでございます。第1号につきましては、65歳以上の方という内容となっております。

続きまして、国庫支出金につきまして、4項目ございます。

国庫支出金のうち、調整交付金、特別調整交付金427万9,000円、総務費補助金、システム改修補助金35万5,000円、保険者機能強化推進交付金462万7,000円、介護保険災害臨時特例補助金185万5,000円をそれぞれ追加するものであります。

繰入金におきまして、一般会計繰入金、事務費繰入金51万7,000円を減額するものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページでございます。

総務費において、一般管理費、システム整備委託料16万2,000円を減額するものであります。

基金積立金において、介護給付費準備基金積立金245万9,000円を追加するものでございます。

5ページをお開きください。

それぞれ詳細について御説明いたします。

まず、歳出について御説明いたします。

歳出の中段ですが、介護保険システム改修事業費でございます。

3年に一度実施される介護保険法改正に伴う介護保険事務支援システムの改修に係る経費について、事業費の精算により16万2,000円を減額するものでございます。また、あわせまして、この項目の④の部分なのですが、財源内訳にございますように、国庫支出金につきまして、35万5,000円が増額されたことによりまして、追加補正を行うものでございます。

次が下段になりますけれども、介護給付費準備基金積立金につきましては、後ほど御説明いたします。

ちょっと戻っていただきまして、3ページと4ページをお開きくださいませ。

歳入について御説明いたします。

3ページの上の段になります。

1、歳入、(1)特別徴収保険料でございます。

平成30年7月豪雨による居住する住居が受けた損害状況等により、介護保険料の減免措置を行ったことから、769万5,000円を減額するものであります。

続きまして、(2)の普通徴収保険料でございます。

先ほども申しあげました特別徴収の保険料と同様に、減免措置を行ったことから、普通徴収保険料において60万7,000円を減額するものでございます。

3ページの下になりますが、調整交付金であります。

平成30年7月豪雨災害に係る介護保険、先ほど説明いたしました介護保険料の減免、そして窓口の利用者負担金減免分につきまして、国からの特別調整交付金が特例的に交付されることから、427万9,000円を追加するものであります。この補助率は、おおむね減免額の10分の8ということになっております。

4ページでございます。

4ページの上段でございますが、総務管理費補助金であります。

歳出の部分で御説明いたしましたが、介護報酬改定等に伴う介護保険システム改修事業

について、概算で予算要求しておりましたが、国より内示額が示されたことから、35万5,000円を追加するものであります。

中段でございます。

(5) 保険者機能強化推進交付金であります。

この交付金は、今年度創設されたものであります。市町村が行う地域支援事業、保健福祉事業等を充実し、高齢者の自立支援、重度化防止、介護予防等に必要な取組を対象とするものであります。

介護保険法第122条の3第1項の規定により、被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態となることの予防、または要介護状態の軽減や悪化の防止及び介護給付費等に要する費用の適正化に関する取組を支援するための交付金とされております。これにより、462万7,000円を追加計上するものでございます。これにつきましては、補助率等ございませんで、定額の補助ということになっております。

それでは、下段の(6)番、介護保険災害臨時特例補助金であります。

先ほど御説明いたしました国庫補助金の部分で御説明いたしましたが、平成30年7月豪雨災害に係る介護保険減免、そして窓口での利用者負担額減免分について、国から交付される特別調整交付金と同様に、この介護保険災害臨時特例補助金が特例的に交付されることから、185万5,000円を追加計上するものであります。これも先ほどと同様、補助率につきましては、減免額のおおむね10分の2ということになっております。

それでは、5ページをお開きください。

上の段、(7)その他一般会計繰入金であります。

歳入及び歳出でそれぞれ御説明いたしましたが、介護保険改修事業に係る国庫補助金の増、35万5,000円及び経費の減、16万2,000円、システム改修によりまして、一般会計からの繰入金51万7,000円を減額するものであります。

下段になります。

(2) 介護給付費準備基金積立金であります。

ここまでの歳入歳出で御説明いたしました特別会計予算の補正に当たりまして、歳入歳出の均衡を図るため、245万9,000円を追加するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ229万7,000円を追加し、総額を34億1,419万9,000円とする内容となっております。

平成30年度竹原市介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては以上でござい

ます。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。

午前10時52分 休憩

午前10時53分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開します。

議案第16号竹原港北崎旅客ターミナルの指定管理者の指定についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（大田哲也君） それでは、議案第16号竹原港北崎旅客ターミナルの指定管理者の指定について御説明を申し上げます。

白表紙の提案議案書の17ページをお開きください。

本案は、地方自治法第244条の2第6項の規定によりまして、次のとおり竹原港北崎旅客ターミナルの指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものでございます。

（1）の管理を行っていただく施設は、竹原港北崎旅客ターミナル。

（2）の指定管理となる団体は、株式会社いいね竹原。

指定管理期間を平成31年8月1日から平成36年3月31日までの間、指定管理者として指定するものでございます。

建設部の議案等補足説明資料をごらんください。

こちらの資料、議案第11号、こちらの議案等の補足説明資料でございますが、こちらの議案が第11号となっておりますが、大変申しわけございません。これ、正しくは議案第16号でございます。訂正しておわびを申し上げます。

それでは、資料の1ページと2ページをごらんください。

こちら、竹原港北崎旅客ターミナルは、港湾利用者の安全性と利便性の向上を図り、地域住民との交流や地域経済の活性化へ寄与することを目的としております。

候補者の選定に当たりましては、昨年、地域づくりや経営に精通した外部委員もメンバ

一とした選定委員会を開催いたしまして、募集要項とともに、審査項目や項目ごとの配点などの選定基準を定めまして、評価点につきましては、合計で100点を満点として、あらかじめ最低基準50点を定めた上で、7名の選定委員に審査をしていただいて、可否を判断していただいたものでございます。

12月14日から募集を開始しまして、12月25日に開催した現場説明会では、5団体の参加がありましたが、結果としまして、1事業者の応募でありました。

本募集に当たっては、ターミナルの施設を利活用して、港ににぎわいを創出するターミナル活用プランと、民間のノウハウを生かしたサービス、利便性の向上と経費削減を目的としたターミナル管理運営プランの提案を求めたものでございます。

当事業者は、施設の利活用の目的を十分に理解した上で、事業提案については、みなどオアシスや地域住民と連携したイベントをはじめ、竹原市の観光スポットと連携し、双方ににぎわいをもたらすことを目指し、ターミナルに人が集まり、つながる、目的地としての施設の利活用を提案されております。

以上の提案内容について、選定基準に従い採点をし、審査した結果、基準点以上の点数であったことから、指定管理者の候補者として選定したものでございます。

なお、株式会社いいね竹原は、地元の事業者であり、今後港を生かした地域の活性化に向けて大いに期待できるものと考えております。

以上、よろしく願いをいたします。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いします。

高重委員。

委員（高重洋介君） それでは、質疑をさせていただきます。

地元の業者ということで、大変喜ばしいことだとは思いますが、この査定の得点の基準点が、今得点が58.2点、まあここは多分委員さん誰もがこんな点数でいいのかなというような思いがあるのですが、たしか、バンブーの時の基準が70点というふうに記憶はしているのですが、今回、この基準点はどこを何点ぐらいであったのか。

いろいろ市内連携をとって、今の町並みとかいろいろ、また大崎上島さんの企業とかも連携をとりながらやっていくのだとは思いますが、正直具体的な内容が全然示されていないのですよね。その辺の2点をちょっとお願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） まず、基準点の御質問でございますが、こちら採点に当たって、項目ごとに5段階に分けております。特にすぐれているが4点、すぐれているが3点、標準が2点、劣っているが1点、特に劣っているが0点、そういう形で点数を委員さんにつけていただきました。仮に、これを全て標準2と判断した場合は、50点ということで、50点が平均ということで、それ以上で合否の判断をさせていただいたということで、選定委員会の中で決めさせていただいております。

また、具体的に大崎とのつながりと活動ということでございますが……。

委員（高重洋介君） そうではなくて、全体的な、その具体的な提案の内容です。

建設課長（大田哲也君） 具体的な提案としましては、竹原市内だけではなくて、大崎上島町とのつながりということで、こちらのこの団体は、昨年11月にもせとぼるというイベントをみなとオアシスと一緒に活動してイベントを開催しております。この中では、大崎のカキをファームスズキさんとかと大崎の商工関係の方と竹原の商工関係の方が一堂に集まってという、港の施設を利用してイベントを開催したと、このたびの提案の中でも、年に2回はそういうイベントを開催するというので提案をいただいております。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） 高重委員。

委員（高重洋介君） イベントの開催で集客を得るということで、大いにやっていただきたいなど。

その基準点の50点というところがちょっと聞きたいのですが、この50点というのは、正直バンブーの指定管理の時には70点でなぜ、今回50点なのかというところがどうしてもあり、どこの時点でその50点が決まったのかとか、基準をレベルを高くしているからその50点なのかとか、いろいろ考えられるのですが。その基準の50点という考え方は、竹原市としてはどのような考えを持っていますか。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） この基準点については、各その施設の内容も違いますし、その特徴も違います。今回は海の駅の指定管理の選定ということで、そこに特化した基準を設けたということで、その選定委員の方々によりまして、先ほども言いましたように、5段階のうちで2を標準とし、5段階、先ほど述べさせていただいたのですが、4点から0点、その2という数字になると標準が2になります。2を全てつけたら標準で、50点以上が標準以上ということでもあります。これを仮にその得点を高く上げようというようなよ

さであると、またその採点の点のつけ方によっては70点であったり80点にはなるのですが、わかりやすく半分以上というような形で、説明がしやすいような形で基準を定めたというところがございます。

委員長（竹橋和彦君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 時期的に、いつ選定委員が決めたのか。

建設課長（大田哲也君） 選定委員に決めさせていただいて、選定委員の中で7名の方で決めております。

委員（高重洋介君） 応募の前ですよ。

建設課長（大田哲也君） 応募の前です。応募の前に2回、選定委員会を開催して、そうしたところの基準を決めて応募を凶ったということでございます。

委員長（竹橋和彦君） 高重委員。

委員（高重洋介君） 50点が標準、非常にわかりやすいところだというのは、正直わかりやすいですよ、半分ですからね。いいか、標準か、悪いかでいけば、まあ50点になります。どちらともこれとれるのかなと、ちょっと甘いような。800万円もですよ、指定管理料を出して選定するにはちょっと甘いのではないかなと。

また、この1社というところが、いろいろほかの委員からも話があって、私の方からは余りここでは触れたくないのですが。私はこの指定管理料の800万円ですけど、今財政危機という中で、道の駅も一緒ですね、1,500万円の管理料ですよ。これが果たして、このたびは指定管理の800万円で5年間、まあ4年ちょっとですか、指定管理をしていただくということなのですが、ここから先やっぱり考えていかなければいけない部分なのかなと、道の駅も含め、というのが、去年、常任の視察で、内子の道の駅に行った時には、指定管理料ゼロですよ。独立採算制でやられていると。私商売ってそうだと思うのですよ。ほかの一般の市民の方々は商売するのに、物件を借りて家賃を払いながら、自分たちで光熱費も払って商売をしていく、それが当たり前の話なのですが。

それと同じようには言いませんが、せめて指定管理料をなくして頑張っていたきたいと。いいね竹原さんの話ではなしに、いろんなちょっと今まで見ている、今の指定管理者が独自でイベントを海の駅で行ったことがあるかという質疑の中に、ないという回答が市から出ています。これ、市としては指導すべきではないのですかね。やっぱり、どんどんイベントを開いていただいて、集客をしていただいて、いろんな所から竹原に来ていただく。大久野島もありますし、町並み保存地区もあります。そこを回遊していただくそ

の拠点として、中心として、やっぱり海の駅とか道の駅があるのではないかなというふうに思います。

今後、今の話では、年に2回ほどイベントを行うということで、私らも大変喜ばしいなと、どんどんやっていただきたいと。ましてや、大崎上島の玄関口でもありますので、一緒に協力してやっていただきたいというふうに思います。

お伺いしたいのが、今後海の駅、道の駅、指定管理料の問題ですよね。ここの部分を今の財政危機を踏まえてどのようにお考えなのか、できれば副市長のお考えをお聞きしたいです。

委員長（竹橋和彦君） 副市長。

副市長（田所一三君） 委託料についてのお尋ねでございました。

当該施設につきましては、現時点では800万円ということで運営させていただいております。事業計画を今回審査させていただきまして、今後この施設が情報発信というか、観光拠点というか、そういう人々が集まる、外から人が集って、拠点となるような施設ということで採点いたしました。

そういった観点から、800万円というのは高いのかという指摘がございました。今後、こういった管理業務の実施状況につきましては、定期的にモニタリングいたしながら、そういった経営状況が思わしくないと思われる場合は、業務の改善を指導していくなど、北崎ターミナルが円滑に運営していくよう、あるいはまたそこが拠点となるように、頑張っていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） 高重委員。

委員（高重洋介君） そうですね、市の方からしても、委託をして投げっ放しでなくて、やっぱりいろんな業務改善とか提案とか、その指導の方をしっかりとっていただきたいなというふうに思います。

ちょっと、済みません。今度は入札のあり方についての方でお聞きをします。

応募の方法が平成30年12月14日から平成31年1月15日と、まあ1カ月はあります。ありますが、この間、連休もありお正月の休みもある中、本当にこの1カ月でしっかりした提案ができたのかなというような、正直、そういう声も聞きました。今の質疑の受け付けなのですが、12月25日の火曜日から翌年の1月8日の火曜日となっております。役所の方が12月29、30、31が休みですよ。お正月が1、2、3が休み。4日から仕事始めですが、5、6とまた日曜日という中、8日までの期日、実質7日間

すよね。果たしてその中でしっかりその質疑に答えられたのかなど。

質疑の内容を見ましても、回答の方ですね、特に、収支報告書を出していただきたい、10月分だけのそのレストランのものが出ていましたが、1年通して見ないとわからない。4年間分のものを出していただきたいと言ったら、事業報告書並びに収支決算書の開示については現在考えておりませんというような回答ですけど、これが果たして丁寧な回答になるのかなど。これから運営していこうとして、提案していこうという中で、やっぱり1年間通した人数とか数値とかのバランスを見て、どういう提案ができるか、冬場に人が少ないのであれば、冬場にイベントを開催して人に集まってもらうとか、せめて1年を通したそういうものが要るのではないかなというふうに思っております。

この辺のその日程的な問題、市の方は1カ月あると答えていますけど、実質には多分半分ぐらいなのかなど。また、そのアンケートの回答のそういう丁寧な回答ができていないなどは、これは私の個人的なものですけど、その辺について、ありましたらお願いします。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） 確かに、委員さん言われるように、1カ月という中で、その間が年末年始ということで休みが入ったということがございます。応募される方もその間、休みをとれないというような状況もございますので、今後はそうした年度を挟むとか、休みとかというものは考慮しながら、その応募期間は改善していきたいと考えております。

2点目の募集に対しての質問事項で、過去の業績であるとか、いろんな資料を求められております。我々としては、審査会の中でもそういう御意見がございまして、利用客の年間を通しての利用の状況、そういう形で数値として、金額ではなくてその利用状況というのは公表させていただいておりますが、もっと詳しいものがあれば、もっときめ細かな提案ができたのではないのではないかという趣旨ではないかと思うのですが、その辺は我々としてもできる限りの情報を公開するような形で今後は進めていきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） 高重委員。

委員（高重洋介君） よろしく申し上げます。

竹原には海があります。玄関口にもなりますし、ここを拠点に本当にたくさんの人に集まってもらって、にぎわいをもたらせていただきたいと、本当に期待をしております。

そして、誰が見てもこの入札で、おっ、いい得点とったなど、いい提案しているなどということがわかりやすい入札にしてほしいなどというふうに思います。少しやれば何かの問題点は出てくるとは思うのですが、余りにもちょっと、皆さんも必ずここは指摘されるだろうなどという点だと思うのですよ。そこを僕たちはやっぱり指摘をさせていただいているのですが、その辺を明確にもっとできるような入札方法にさせていただきたいというふうに思います。期待をしておりますので、是非よろしくお願いします。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 答弁いいですか。

委員（高重洋介君） はい。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑はありますか。

堀越委員。

委員（堀越賢二君） 少し重なる部分もありますが、先ほどの基準点、100点満点中58.2、こちらの方ですが、この中において、平均よりは上という数字として見たいと思いますが、提案の中でその評価として、標準点よりよかった点、満点の5点とか、何かそれに近いような特徴があるというか、高評価を得たその内容というものはありませんでしょうか。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長、答弁できそうですか。

建設課長。

建設課長（大田哲也君） 評価の段階で、一応突出してよかったというような形ではなくて、主に標準以上というような形になっております。この採点結果については、後日この委員会後には、細かい採点の数値というのは公表させていただきたいと思っておりますが、例えば1階から3階までの事業展開していく上で、提案は魅力的なものかということで、採点は8に対して5.4という形で、突出してここはよかったというよりも、平均して標準以上であったという点数になってます。この点数については、細かい点数につきましては、この委員会後にはホームページの方で公表させていただきたいと思っております。この委員会で一応御説明して、ホームページでアップというか、あげていきたいというところにしております。

委員長（竹橋和彦君） 堀越委員。

委員（堀越賢二君） そうですね、結果ということではあるのですが、どう判断していくかという判断材料であれば、先ほどもしっかりと業績が悪い部分については指導した方が

よかったのではないかとといったような委員の意見もありました。やはり、審査の得点の中において、標準よりいいところはさらに伸ばして実施をしていけばいいのですが、その審査の段階でもやはり弱かった部分ってあると思うのですよ、この点数のものを見ると。であれば、その中身については今は聞きませんが、そこはしっかり審査だけで終わるのでなくて、事業をこれから開始をしてからも、その部分を少し意識して見て、指導、改善といえますか、そっちの方をしっかりと、この旅客ターミナル、海の駅がここでにぎわいの創出の場になるように努めていただきたいと思いますので、ちょっとその内容については後ということなので、またそれの方は見てみます。ですから、しっかりと指導というか、目をかけてチェックをしていただきたいと思います。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） この今後の管理運営につきましては、先ほど副市長からもございましたように、今回の仕様の中でも、これまでは監査のみということでありましたが、今回の仕様の中に監視、モニタリングを実施するというようにしております。そうした形で、常に状況を把握して、改善すべき点は改善をするような形で指導していきたいと考えております。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） ほかに質疑はありませんか。

川本委員。

委員（川本 円君） ちょっと私も重複する部分があって申しわけないのですが、そのさっき言った審査得点の50点の設定、公募前に設定されたということでございます。その設定を50点にしようと言ったのは、これは市の提案でよろしいのでしょうか。それとあわせて、それに対して委員の方から異論は出ませんでしたか。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） この採点基準を決定したのは選定委員会の方で幾らにしよう、これが我々事務局としては、選定委員会の中でやはり1社であっても採点基準は設けるべきだということで、それを何点にするかというのは選定委員会の中で決定をしたものでございます。

委員長（竹橋和彦君） 川本委員。

委員（川本 円君） わかりました。

それと、このターミナルの指定管理者について、今度は利益が今赤字、ずっと続いてい

るというお話がありましたが、今度は利益が出た場合に、その利益の半分を市の方に還元するというお話を聞いたことがあるのですが、道の駅と同じように。それは変更なしで進むでよろしいのですか。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） こちらは利益が出るような形で進めてもらいたいということは思っています。仮に利益があった場合、これについては当該施設の管理運営費に優先的に充てなければならないということで、仕様書に明記しております。そうした形で、施設管理に必要なものを充実していくようなところへ充当していくという形で進めていきたいと思っております。

委員長（竹橋和彦君） 川本委員。

委員（川本 円君） では、最後に、いろいろ聞てきたのですが、要は1事業者しか応募がなかったことについてですよね。選定委員会ですから、本来ならばたくさん来られて、その人らのプレゼン聞いて、点数50点以上かどうかはあれでしょうけど、いろいろやって一番いいところを選ぶというのが理想的なことだと僕は思っているのですけども。その1社になったことについて、こちらサイドとして、どういうふうな今まで努力をされてきて、結局はこうだったという、流れをちょっとお伺いしておきたいと思えます。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） こちらは、結果的に1社ということで、昨年の12月25日、現場での説明会を開催した時には5社の5団体から参加をいただいて、そちらについては参加意欲がある方が5社参加をさせていただいております。また、その中で、その後先ほど高重委員からも御質問ありましたが、質問事項についてはその時に11項目、またそれ以降4業者からメールで50項目の質問を受けております。そうした中で、質問を受け、回答をして、そうした中で事業に手を挙げようとしたのが1社ということで、我々としては競争性が確保されたのではないかと考えております。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） よろしいですか。

川本委員。

委員（川本 円君） 今の答弁でわからないことはない、すぐわかるのです。でも、一般的にですよ、1社しか応募していないのに、選定する必要があるのかという話に

なってきますよね。ちゃんとやらないといけない、順番を踏まないといけないことでしょうけど、僕は1社ということについて問題があるよ。今後においても指定管理、当然あるわけですが、いろんなバンプもそうでしょう。でも、余りたくさん来られて競争し合っているものというふうなことを聞いたことは今まで一度もありません。結局ふたをあけてみれば1社だったと。やりようがない状態でこうですと言われるのが、ちょっと僕は釈然としない部分があるので、それを攻めてもしょうがないことなのでしょうけども。

やっぱり魅力あるその応募、対業者に対してね、そういった努力も今後当然やっぱり必要になってくるわけですよ。5社が来られたと、結局1社しか残らなかったというのは、その指定管理、お金のこともあるのでしょうけど、魅力がなかったから手を挙げなかったということでしょう。だから、そこら辺をもうちょっとよく今後、今からどうしろより、今後についてはよく考えていただいて、業者さん受けと言うたら言葉悪いですけど、そこら辺をやっぴりちゃんと見据えた上で考えていってほしいなど。あくまでも競争してほしいという思いがあります。そのことについて、最後お願いします。

委員長（竹橋和彦君） 建設部長。

建設部長（有本圭司君） 川本委員からるる御指摘ございまして、魅力ある施設のため、より多くの方が今後応募してもらえるような仕組みづくりであつたりとか、その工夫をしていかなければならないというふうに思ってますので、今後においてはそういったことで、先ほど副市長、課長の方から答弁がありましたように、一応十分にモニタリングですね、監視しながら改善できるところは改善して指導して行って、魅力ある施設にして、次回はそういった工夫をして、より多くの業者に公募をしていただけるような仕組みづくりというのは検討していきたいと思ってますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございせんか。

井上委員。

委員（井上美津子君） 私も少しかぶるところもあると思いますけども、質問させていただきます。

今の採点の審査の点数なのですけども、私としてもやはりこの得点というのですかね、点数としてはちょっと問題があるのではないかというふうには思っております。しかし、このプレゼンの中でいろんな魅力ある事業をしていただいて集客力を上げるということで、この中にはやはりレストランがあつたりだとか、2階にあります貸し会議室とか、そ

ういうものもあると思いますけども、そういうものをフルに活用するような状況をやはりつくってもらいたいというふうに思ってますので、そこら辺の事業者の選定に当たって、どういうふうな形でこういうところも含めて話が、プレゼンをしていただいたのか、少し教えていただきたいと思います。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） 今回、候補者と選定したいね竹原は、地元の事業者の方でございまして、そうした中で、前は地域とのつながり、なかなかとれなかったということではございますが、今回地元の事業者ということで、そうした関係者多くございます。そうした商業者であるとかその地域であるとか、つながりを既にもう持たれていますので、そうした方たちが港へ集まれるような形で管理運営をしていただくように、またそうした提案でございました。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） 井上委員。

委員（井上美津子君） そのつながりということを中心に選定基準というところだとは思いますが、今のその委託料800万円というところで、そのレストランにしても、その会議室にしても、いろんなところでその魅力ある事業を行うということで、今の従業員さんですよ、その方のあり方としてもどういうふうに思っておられるのか、その辺についても少し教えていただきたいと思います。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） 雇用の質問だと思いますが、こちらの今回提案をいただいたのが、駅長が1名、また従業員の方、職員ですかね、この方が5名、6人体制で運営を行っていくという体制でございます。それについては、その雇用については、地元からの雇用ということで提案もいただいておりますし、今現在大新東さんにおきましても、地元の方を雇用して運営を行っている状況でございます。引き続き、地元雇用をしていただくよう、我々としては指導というか、お願いをしていきたいと思っております。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） ほかにございませんか。

副委員長（宇野武則君） 道の駅の駐車場は、県と市と財務局と3つに分かれていると思うのですが、市が大体4分の3か、3分の1か、3分の2かのぐらいの、あれはどこから、今は西側の入り口よの。あそこの西側が今フェンス張っているあの沖が財務局だろう

と思うのだが、あれわかっているのか、財務局。

委員長（竹橋和彦君） 建設課長。

建設課長（大田哲也君） こちらの現在竹原寄りというか、市役所寄りのところに国有地、国の土地がございます。問題になっている自転車置き場も国の土地でございます。その沖が竹原市で、護岸部分が広島県という形の土地であることは認識をしております。

以上です。

副委員長（宇野武則君） あれはね、どっちにしてもあのまま放置して、駐車場を管理するというのは、いろいろ事故の問題とかが発生した場合に誰が責任をとるのかというようなこともあって、当然そういう規則のようなものをつくっておかないと、あれは駐車場に置いている人に徹底しておかないと、当然管理者は市なので、市へ責任転嫁というようなこともあります。

それから、もう下もどっちにしても駐車場、有料にしないといけないのだが、上も一緒にやっぱり食堂へ入ったとか、あそこから大久野島へ行ったとかという者については、それなりの配慮が必要だと思えますが。やっぱり、あそこへ車を置いて5日間よそへ仕事に行って金曜日の晩ごろ戻るとかどんどん情報が入っている。そうすると、誰が置いているか、どうなっているかわからない。

だから、これも県と国と一遍話をしっかりして、全てあの駐車場一帯は市が管理すると、それで条例なり何なりつくって、やっぱりちゃっとしないと、昔から更谷さんという公明党の議員さんがいた。あそこの車の中で古い車があるし、パンクしたのもあるし、死亡事故や何かあったら車の中でそういうような事故があったらどうするのかと、質問されておったのですよ。そのころから課題だった。

だから、この際指定管理者、この方やら兼職の方が多いので、どうのような運営をされようのかよくわかりませんが、やっぱり公有財産というのは公共財産だからね、市民全体の公有財産だから、やっぱりしっかりした管理を誰がいつ置いたかわからないようなもう管理ではいきませんよ、これからは。そこらは一つこれからね。

それから、今指定管理の金額の問題が出たのだが、やっぱりこの指定管理料を払うと、そこから先がなかなか踏み出せないのです。だから、この5年間でそういう結果になっているわけ。あるいは最低限、光熱費とか水道とかは市がみましよう、では、運営は利益を上げてあなたが雇用してくださいというようなことをやると、もうちょっと真剣味があるのよ。それでは継続できないから仕事が。

だから、実際にはどういう内容のものをやるのかよくわからないが、どうも話を聞くと、今までの板前さんが今度また復活するというような話も聞いておりますがね。それやったら、今の海の駅のような延長線上みたいになるのだが、実際海の駅だからね、やっぱり漁協とかそういう関係があるところと連携をしっかりとって運営していかないと、海の駅という魅力はなくなるよ。

だから、私は山陽商船の専務にも、とりあえず夏はもうあそこから高速船で大久野島へ送ってくれるようにひとつ、あそののにぎわいやるためにはそういう単独ではだめなのよ。複合的にあそこを発信地にして、やっぱり人の交流を図っていくようにしないと、どっちにしても町並みの方でも単独ではこれから生きていかれないのよ。だから、収入をどういうようにさすかということ、やっぱり800万円のこれからの指定管理料というのは、もう財政の問題から考えても、やっぱりもう見直す時期なので、しっかり連携をとりながら、委託したら5年そのまま任せきりではなしに、そこらをよく監視して、ここを一遍、駐車場の竹原市分と県と財務局の分をまた次の委員会でもいいですから資料出してください。それで、どのように活用していくかということも、さっささっさやらないと日進月歩こうやって進んでいっているわけだから、いい方へ進んでいけばいいが人口減が進んでいっているのだからね、だから早くやること。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） ほかにないようですので、次に参ります。

議案第19号農業用施設整備事業等の分担金徴収条例の一部を改正する条例案を議題とします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

建設課長（大田哲也君） それでは、議案書の33ページをお開きください。

農業用施設整備事業等の分担金徴収条例の一部を改正する条例案について御説明を申し上げます。

提案理由につきましては、議案書の34ページ、次のページをごらんください。

本案は、農業用施設整備事業等の分担金について、激甚災害に指定され、災害復旧事業に係る補助金の補助率が高率となった場合などにおいて、補助率の増加割合に応じ、受益者の分担金を減じ、分担金を減額して徴収することによりまして、速やかに被災農家の負担軽減を図ることとするものでございます。

建設部の補足説明資料の3ページをお開きください。

こちら激甚災害に指定され、補助金の補助率が高率となった場合などについて、通常国の補助率は、農地が50%、農業用施設については65%であります。昨年の7月豪雨災害では激甚災害に指定され、財政援助等に関する補助率の適応によりまして、国の補助率は、農地については97.7%、農業用施設については99.7%と、高率となるものでございます。

これによりまして、受益農家が負担する分担割合を、農地については25%から1.2%に、農業用施設につきましては5%から0.1%になるものであり、現在補助率を増高するための申請書を市から国に提出しておりますが、補助率の決定が3月になる予定でございます。

条例の一部を改正することによりまして、国からの補助率の決定通知に基づき、議会の議決を経ることなく、受益者の分担金が確定でき、速やかに被災農家の負担軽減を図るため、条例の一部を改正する条例案を提出しているものでございます。

なお、広島県内におきまして、分担金条例を制定している市町におきまして、議会の議決を経てを記載している市町は竹原市のみとなっております。

以上、よろしく願いをいたします。

委員長（竹橋和彦君） 質疑のある方は順次挙手を。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、次に参ります。

議案第26号平成30年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案者の説明を求めます。

下水道課長。

下水道課長（藤本嗣正君） 下水道課でございます。

それでは、議案第26号平成30年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について説明をさせていただきます。

今回の補正予算は、事業量の調整に伴い、予算を減額するなど、決算見込みに基づく精算が主なものとなっております。歳入歳出それぞれ1億2,335万1,000円を減額し、総事業費を7億8,852万2,000円とするものでございます。

それでは、歳出の方から説明をさせていただきます。

議案等補足説明資料の5ページをお開きください。

公共下水道事業費建設費において、委託料を100万円皆減し、工事請負費を1億2,400万円減額するものでございます。

内容といたしましては、委託料につきましては、中央地区におけますマンホールの更新に伴う設計業務委託を見込んでおりましたが、現地精査の結果、必要ないということで皆減をしております。

次に、工事請負費でございますが、減額理由といたしまして、当初、平成30年度で予算計上していた雨水の浸水対策事業におきまして、平成29年度の国の補正により、前倒しで交付されたことにより、減額させていただくものでございます。

続きまして、公債費、元金において、地方債償還元金を185万円増額するものであります。増額理由といたしましては、借入先の変更に伴い、増額となったものでございます。

続きまして、地方債償還利子を20万1,000円減額するものでございます。減額理由といたしましては、当初予定の借入額及び利率の変動に伴い、減少となったものでございます。

次に、歳入の説明をさせていただきます。

4ページをお開きください。

分担金及び負担金において、下水道負担金について444万9,000円を増額するものでございます。増額理由といたしまして、一括全納が増えたことにより、当初の見込みより増額となったことによるものでございます。

続きまして、国庫支出金において、下水道事業補助金について、6,260万円減額するものでございます。減額理由といたしまして、歳出の際にも説明しましたが、平成30年度当初での予算計上していましたが、平成29年度の国の補正により、前倒しで交付があり、平成29年度予算に計上したため、本年度の予算については減額するものでございます。

続きまして、市債について、下水道事業債について、6,520万円減額するものでございます。減額理由といたしまして、さきの下水道事業補助金でも申し上げました平成29年度の国の補正に伴い、本年度の国庫補助金の交付減及び関連事業等の調整の結果に伴うものでございます。

最後に、繰越明許費明細書の説明をさせていただきます。

8ページをお開きください。

汚水につきまして、平成30年7月豪雨災害に伴い、発注区域におきましても水害に見舞われ、また災害復旧工事に伴い、本工事が一時中断となったことにより、年度内における事業完了が困難となったため、工事請負費9,610万円を繰越するものでございます。

続きまして、9ページをお開きください。

雨水につきまして、平成31年度当初予算に計上していますが、2月に国の補正2,000万円が前倒しで交付されたことに伴い、今から事務手続を行い、発注しても、年度内の事業完了が見込めないことから、工事請負費2,000万円を繰越するものでございます。

以上で説明を終わります。

委員長（竹橋和彦君） これより質疑を行います。

質疑のある方は、順次挙手により一問一答でお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） それでは、ここで委員による質疑を一旦保留とします。

暫時休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午前11時58分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

お手元に配付しております質問事項のとおり、議案第12号、議案第16号及び議案第17号について、松本議員から委員外議員の発言の申し出がありました。

お諮りいたします。

松本議員の発言を許可することに賛成の方は起立、お願いします。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） 起立少数と認め、松本議員の発言を認めないことに決しました。

高重委員。

委員（高重洋介君） 松本議員の方から、委員外議員の質疑が出ておりまして、今委員会の方で質疑を受けるかどうかということで、委員長のその進行にもちょっと問題があったと思います。もう一度、委員の中では一応全員が質疑を受けようというような話になっていたと思いますので、もう一度進行の方をお願いします。

委員長（竹橋和彦君） 議案第12号については、やっていただいて結構なのですが、議案第16号、竹原港ターミナルについては、もう得点、基準等については割愛させていただきたいと思います。収支改善計画は、前年度の大新東さんがやったものであって、今後新しくされる方の収支計画はあっても改善云々というのはなかなか難しいのかなというのがありますので、ここもちょっと遠慮させていただきたいなというものがあります。

2番目の委託料の積算根拠、この部分について質疑を認めたいと思います。議案第17号については、1番、2番ともにやっていただいて結構です。について、皆さんにお諮りしたいと思います。

今の中身で発言を許してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 異議なしと認め、この際松本議員に申し上げます。

審査の都合上、発言時間は一括で10分以内といたします。本来、委員外議員の発言というのは、所管事項や付託議案審査において特定の委員外議員が審査に必要な知識を持っている場合に、それを委員会審査に活用するものであります。また、その知識を活用するに当たり、その発言には議題に対する質疑も含まれていることとなっております。よって、先ほども確認しましたように、発言の内容が付託議案の審査に関わることから逸脱、または委員の質疑と重複した場合には、委員長から注意等を行います。

それでは、委員外議員席のマイクにて発言を行ってください。

松本議員。

委員外議員（松本 進君） それでは、通告に従って、議案第12号は通告に、黒滝ホームの指定管理者についてであります。

中心的に聞きたい中身といいますのは、公の施設の管理のあり方がどうなのかということで、テーマとして上げています。

第1番目には、黒滝ホームの業務、これは条例に書いておりますけれども、収容定員50人と、施設の維持管理等の業務があります。これでよいのかの確認と、もう一つ目には、その業務を行う、推進するための職員体制の配置基準を教えていただきたいということ、現行の体制はどのようになっているのか。正規、非正規等を教えていただければと。それから、指定管理者に当たって、施設の管理、維持管理で、指定管理者の負担があるということが説明があります。これはなぜなのかということを端的にお答えいただけれ

ばと思います。

それから、議案第16号については、クエスチョン2番目ということの質問をしたいと思うのですが、これは委託料、さっき800万円というのがありました。その金額は聞いておりますけれども、この金額を積算する人件費とか維持費とか、そういった積算根拠を教えてくださいと思います。

議案第17号については、地域交流センターの条例についてですけれども、私の質問する中での答弁で、これまでの公民館機能、生涯学習機能や文化活動機能等々、こういった公民館機能を継続させるために、地域交流センター条例案第3条に伴う、規則等がきちっと明記されるのかどうか、この確認を求めておきたいと思います。

それから、2番目として、この交流センターとなった場合、この運営管理を自治会に委託するという説明があったかと思うのですが、こういった公民館長等の機能を担保する人材確保の見通し、これについて市のお考えをお聞かせいただければと思います。

委員長（竹橋和彦君） 順次答弁をお願いします。

健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） それでは、健康福祉課から、1番目の質問でございますけれども、議案第12号竹原市黒滝ホームの指定管理の指定についてでございます。

ただいま御質問いただきました件につきましては、事前にいただいております。

まず1点目につきましては御質問でございますけれども、この業務につきましては、50名の収容定員、そして施設の管理かという1つ目の質問でございました。

これに関しましては、老人福祉法に基づく内容となっております、それに関して、先ほど御質問にあったとおり、50名の入居者、そして施設の管理ということで、御質問のとおりのお返りとなると思います。

そして、2点目でございますけれども、その運営に当たる人配等の設置基準ですね、それと現在の体制について御質問をいただきました。

これにつきまして御答弁申し上げます。

これにつきましては、まず設置基準の方なのでございますけれども、設置基準につきましては、老人福祉法の第17条第1項の規定に基づきまして、厚生労働省令で養護老人ホームの設備及び運営に関する基準というのが定められております。この中に、第12条になりますが、職員の配置基準が定められております。これのこの第12条に従いまして、個別の説明をさせていただきます。

まず、配置基準ですが、それぞれ定員によって定められておりますが、黒滝ホームにつきましては50名の定員になっておりますので、この基準を説明させていただきます。

職種が幾つかあります。まず、施設長につきましてはの設置基準は1名、事務員について1名、生活相談員について2名、支援員について4名、看護師について1名、栄養士について1名、医師について1名、これは嘱託員も含まれます。というふうな厚生労働省令で定められているという状況でございます。また、それに伴いまして、黒滝ホームの現在の職員体制という御質問でございましたが、先ほどの設置基準どおりの配置となっております。

続きまして、3点目の御質問でございました維持管理に関する黒滝ホームが負担している部分ということでございましたが、ちょっと出典がよくわからないのですが、我々の協定を結ぶ中で、指定管理者に対し、施設の管理業務に係る経費に充てる管理委託料を払っておりますが、その中で軽微な施設な補修については、その管理委託料の範囲内で管理者が行うということになっております。

これに基づきまして、毎回基本協定を結んでおります。養護老人ホーム竹原市黒滝ホームの管理に関する基本協定という中の第7条になります。この中の施設等の維持補修等でございますけれども、施設の管理業務に係る施設及び設備の大規模な改修、維持補修並びに備品の取得は、原則として甲と乙が協議の上、これを行う。ただし、軽微な施設の補修については、甲が支払う指定管理料の範囲内において乙が行うものということになっております。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（堀信正純君） 済みません。

議案第17号の竹原市地域交流センター条例案についてでございます。

まず1点目の、条例の第3条に伴う規則等はどのように明記されるかということでございますけれども、これについては、条例第3条におきまして事業を掲げており、まちづくりの推進に関する事業、人づくりの推進に関する事業、その他市長が必要と認める事業というふうになっています。

事業に伴う規則等で公民館機能を明記していくことについては、規則の中で位置づけてということとしているところでございます。

2点目のセンターの管理運営を自治会に委託する場合、公民館長等の機能を担保する人

事確保の見通しということでございますけれども、今回の地域交流センターの管理運営につきましても、これまでの公民館の館長、主事の確保と同様に、センター長、センター主事についても、地域の方から推薦をしていただくこととしております。大部分の地域におきまして、現在の公民館長、主事がセンター化移行後も引き続き業務を行っていただくというような形で聞いております。

なお、現時点で、地域交流センターの管理運営を自治会へ委託することは考えておりません。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） 建設、積算根拠。海の駅の委託料の積算根拠。

建設課長。

建設課長（大田哲也君） 委託料の積算根拠でございますが、まず人件費として、総括責任者として、年間約400万円の人件費を算出しております。施設維持管理費などにつきましては、待合所やトイレなどの清掃業務、エレベーターの保守点検など、約900万円を算出しております。合計で約1,300万円でございますが、こちらのこの建物にはフェリー航路事業者が入っております。その利用料と収益施設の利用料、約500万円を差し引いて、指定管理料800万円を算出しているものでございます。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 松本議員。

委員外議員（松本 進君） 議案第17号の分で、再質問といいますのは、私が1番目の分で、条例には人づくり、地域づくりとかというのを書いてあるのは承知しているのですが、それはやっぱりさっき言った公民館機能を担保するといいますか、継続するためには、そこに書いていない今度は人づくりとは何ぞやという分では、規則でこういった事業なり、そのことも明記しなくてはいけないのではないのかということで、規則に具体的に公民館機能と同じ仕事を定めるのかということの確認をもう一回しておきたいと。

それから、あとは2番目の分では、指定管理者というのは、法人とか団体とか、そういう指定管理者の中身としては、法人とか団体というその限定した指定管理者とすることができるというふうになっていたというのは理解してましたから、それは当面は指定管理者、例えば自治会なら自治会に任せて、そこで選出してもらって、指定管理者として自治会をそこに任せるということではない、こちらから市の方から、そこどうなるのかな、ちょっと具体的にそこをもう一回詳しくお願いして、説明できますか。

それと、あとは議案第12号の件で、ちょっと確認だけしたいのは、人の配置なのですが、基準どおりの配置だということでありましたが、その中で正規とか非正規がわかればちょっと確認だけしておきたいというふうに思います。

委員長（竹橋和彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（堀信正純君） 済みません。

1点目の規則等の位置づけということになるかと思えますけれども、これについては、基本的には公民館事業の中を人づくり事業でやっていくということになりますので、規則の中でもそのままになるというような形では、ちょっと今検討している段階でございますけれども、基本的には公民館、これまでの公民館事業ができるような形で、規則の方でも整理をしていきたいというふうに考えているものでございます。

それから、2点目ということでございますけれども、条例の中で指定管理者の中で今後自治会等というようなことが考えられるということでございますけれども、これについても当面は市といたしましては、センター移行後の状況把握及び支援をしていくというところが必要であるというふうに考えておまして、現段階については、まだそこまで指定管理者というところまで検討している段階ではないということでございます。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） 健康福祉課長。

健康福祉課長（塚原一俊君） それでは、正規職員、非正規職員の内訳でございます。

先ほど申しました各職種につきまして、合計で16名の方が勤務されているという状況でございます。この16名のうち、正規職員が8名、嘱託職員が6名、パート職員が2名、計16名という内容となっております。

以上です。

委員長（竹橋和彦君） 松本議員、あと5分です。

委員外議員（松本 進君） ちょっと、最後にしたいと思うのですが、地域交流センターの分で、私は要するに人づくり、この条例3条の分がね、極めてちょっと業務内容がまちづくり、人づくり、そこがなってますけど、ここは広い範囲、いろんな解釈の仕方があるのでね、だからこれに基づく、今まで公民館事業だったような文化、健康と、そういうのがありますよね。そういった分をこのまちづくりではこうですよ、その中に公民館活動の分がこういった位置づけでやっていた分を継続しますよというのが規則でやっぱり明記しないと、それを今度は指定管理者とかいろんな委託する場合は、内容がはっきりしないま

ま伝えた場合やったら、何をやるのかなということがはっきりしないので、ちょっと疑問に思ったもので、そこはやっぱり明確に、今までと同じような機能をこの人づくり、まちづくりの中に明記するというふうにちょっと検討中という分もありましたけども、はっきりもう一回答えていただきたいなというのと。

それから、この指定管理者との関係は、これはどうなるのでしょうか。これ、指定管理者が行う業務の範囲、これは第4条に指定管理者の管理という第4条、書いてあるのですが、これは例えば4月1日からこの条例が施行されてからすぐ指定管理者、地域の自治会ということにはならないと、そういうような解釈で、今度ちょっといつごろを目途に自治体なら自治体にいこうするのがあるのかなと、そこをちょっともう一回説明をしてもらいたいと。

委員長（竹橋和彦君） まちづくり推進課長。

まちづくり推進課長（堀信正純君） 人づくりで推進事業に関する公民館事業と同等ということなので、それに対しての位置づけというような形であろうかと思えます。これについては、様々な講座の開催や学習成果の発表の場の提供など、地域住民等の生涯学習活動を支援するというので、これまでどおり公民館活動ができるような形のもので、規則の中で整理をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

委員長（竹橋和彦君） これをもって松本議員の質疑を終結いたします。

ここで自由討議を行うため暫時休憩します。

委員外議員、説明員及び傍聴の方は退室をお願いします。

午後0時19分 休憩

午後0時28分 再開

委員長（竹橋和彦君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

そのほか何かありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようですので、第1回目はこの程度にとどめ、第2回目は午後1時30分から会議を再開することとし、暫時休憩いたします。

午後0時28分 休憩

竹原市民生都市建設委員会

平成31年2月22日開議

会議に付する事件

(付託案件)

- 1 請受第30-1号 本郷処分場（安定型産業廃棄物最終処分場）の危険性の排除を
求める請願
- 2 議案第10号 竹原市コミュニティ集会所の指定管理者の指定について
- 3 議案第11号 大久野島毒ガス資料館の指定管理者の指定について
- 4 議案第12号 竹原市黒滝ホームの指定管理者の指定について
- 5 議案第13号 老人集会所の指定管理者の指定について
- 6 議案第14号 竹原市在宅障害者デイ・サービスセンターの指定管理者の指定につ
いて
- 7 議案第15号 竹原市ふくしの駅の指定管理者の指定について
- 8 議案第16号 竹原港北崎旅客ターミナルの指定管理者の指定について
- 9 議案第17号 竹原市地域交流センター条例案
- 10 議案第19号 農業用施設整備事業等の分担金徴収条例の一部を改正する条例案
- 11 議案第20号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案
- 12 議案第24号 平成30年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 13 議案第26号 平成30年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 14 議案第27号 平成30年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 15 議案第28号 平成30年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

(その他)

- 1 閉会中継続審査（調査）について

(平成31年2月22日)

出席委員

氏 名	出 欠
竹 橋 和 彦	出 席
宇 野 武 則	出 席
宮 原 忠 行	欠 席
井 上 美 津 子	出 席
川 本 円	出 席
堀 越 賢 二	出 席
高 重 洋 介	出 席

職務のため会議に出席した者は、下記のとおりである

議会議務局長 住 田 昭 徳

議会議務局係長 矢 口 尚 士

説明のため会議に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名
市 長	今 榮 敏 彦
副 市 長	田 所 一 三
市 民 生 活 部 長	宮 地 憲 二
福 祉 部 長	久 重 雅 昭
建 設 部 長	有 本 圭 司
健 康 福 祉 課 長	塚 原 一 俊

午後1時28分 再開

委員長（竹橋和彦君） それでは、休憩を閉じて会議を再開いたします。

市長からの発言の申し出がありましたので、これを許可します。

市長。

市長（今榮敏彦君） 皆さん、御苦労さまです。

本日、民生都市建設委員会を開催していただき、まことにありがとうございます。

委員会への付託議案につきまして、慎重に御審査をいただいた上に、適切な御決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員長（竹橋和彦君） これより一括質疑を行います。

質疑のある方は順次挙手によりお願ひいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 質疑なしと認め、本委員会への付託議案について質疑を終結いたします。

これより本委員会への付託議案について順次討論、採決に入ります。

なお、討論、採決の順序につきましては、議案番号順にとり行ってまいります。

議案第10号竹原市コミュニティ集会所の指定管理者の指定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号大久野島毒ガス資料館の指定管理者の指定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結します。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号竹原市黒滝ホームの指定管理者の指定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第13号老人集会所の指定管理者の指定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第14号竹原市在宅障害者デイ・サービスセンターの指定管理者の指定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第15号竹原市ふくしの駅の指定管理者の指定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。本案は原案のとおり可決されました。

議案第16号竹原港北崎旅客ターミナルの指定管理者の指定について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第17号竹原市地域交流センター条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第19号農業用施設整備事業等の分担金徴収条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第20号災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第24号平成30年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第26号平成30年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第27号平成30年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第28号平成30年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

委員長（竹橋和彦君） これをもって討論を終結いたします。

これより起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

委員長（竹橋和彦君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

この際、お諮りいたします。

ただいま議決しました本委員会への付託案件に対する委員会報告につきましては、本日の議決結果を報告することとします。また、本会議での委員長報告の内容につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 御異議なしと認め、よってそのように決しました。

また、あわせて議決事件の字句等の読み間違いにつきましては、後刻、委員長にて調整いたしますので、御了承お願いいたします。

次に、当委員会の閉会中継続審査、調査についてを議題とします。

次回定例会までの間、当委員会として集中的に継続調査を行わなければならない事件として、別紙のとおり申し出るよう考えております。

なお、議案第21号の事務分掌条例の改正案の議決結果により、4月1日以降における常任委員会の所管事務を変更する可能性が生じてまいります。したがって、4月1日以降における閉会中継続審査の内容につきましては、変更後の所管事務に応じたものとする必要がありますので、その内容については委員長に御一任いただきたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 御異議がないようでありますので、そのようにとり行ってまいります。

その他委員の皆様におかれまして継続審査、調査について御意見なり御要望はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） ないようでしたら、別紙のとおり議長に申し出ることに對し御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長（竹橋和彦君） 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上をもって民生都市建設委員会を閉会いたします。

ありがとうございました。

午後1時38分 閉会